（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第四条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第八十条第三項中「子どもの貧困対策（子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、「よる子どもの貧困対策」を「よるこどもの貧困の解消に向けた対策」に、「ある子ども」を「あるこども」に、「、子どもの貧困対策」を「、こどもの貧困の解消に向けた対策」に改める。

（こども基本法の一部改正）

第五条　こども基本法（令和四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第三号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、「第七条第一項に規定する子ども」を「第八条第一項に規定するこども」に、「及び子どもの貧困対策」を「及びこどもの貧困の解消に向けた対策」に改める。

第九条第三項第三号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律第八条第二項各号」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号」に改める。

第十条第四項中「子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項」に改め、同条第五項中「子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項」に改める。

（こども家庭庁設置法の一部改正）

第六条　こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十二号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和六年六月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十九号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第三条）
第二章　学校設置者等が講ずべき措置等（第四条―第十八条）
第三章　民間教育保育等事業者の認定等及び認定事業者等が講ずべき措置等（第十九条―第三十二条）
第四章　犯罪事実確認書の交付等（第三十三条―第三十九条）
第五章　雑則（第四十条―第四十二条）
第六章　罰則（第四十三条―第四十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等をする責務を有することを明らかにし、学校設置者等が講ずべき措置並びにこれと同等の措置を実施する体制が確保されている民間教育保育等事業者を認定する仕組み及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者が講ずべき措置について定めるとともに、教員等及び教育保育等従事者が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が学校設置者等及び当該認定を受けた民間教育保育等事業者に対して提供する仕組みを設けることとし、もって児童等の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「児童等」とは、次に掲げる者をいう。

一　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第二項に規定する児童生徒等

二　前号に掲げる者のほか、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十五条に規定する高等専門学校の第一学年から第三学年まで又は第三項第一号ロに規定する専修学校に在学する者

2　この法律において「児童対象性暴力等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等及び前項第二号に掲げる者に対して行われるこれに相当する行為をいう。

3　この法律において「学校設置者等」とは、次に掲げる者をいう。

一　次に掲げる施設（以下「学校等」という。）を設置する者

イ　学校教育法第一条に規定する学校（同法第八十三条に規定する大学を除く。次項第一号において同じ。）

ロ　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校（同法第百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。）

ハ　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。ニ及び次項第四号並びに第十二条第四号において「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次項第三号において「幼保連携型認定こども園」という。）

ニ　認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされた施設

ホ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条第一項に規定する児童相談所（次項第五号において「児童相談所」という。）

ヘ　児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等（次項第六号において「指定障害児入所施設等」という。）

ト　児童福祉法第三十七条に規定する乳児院（次項第七号において「乳児院」という。）

チ　児童福祉法第三十八条に規定する母子生活支援施設（次項第八号において「母子生活支援施設」という。）

リ　児童福祉法第三十九条に規定する保育所（次項第九号において「保育所」という。）

ヌ　児童福祉法第四十条に規定する児童館（次項第十号において「児童館」という。）

ル　児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設（次項第十一号において「児童養護施設」という。）